平成２６年（再イ）第８号
群馬県安中市松井田町横川579番地１
再生債務者　猿谷　喬史
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（再イ）第６２号
京都市伏見区醍醐上ノ山町７番地　アーバンライフ醍醐305号
再生債務者　宮島　光江
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第２号
京都府宮津市字須津413番地の15
再生債務者　河嶋　　浩
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（再イ）第１０号
静岡県富士宮市万野原新田4061―１　レオパレス　グランシャリオ205号室
再生債務者　中村　弘幸
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月10日まで
平成26年10月10日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第１２号
岩手県大船渡市三陸町綾里字港67番地８
再生債務者　鈴木　寿治
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月31日まで
平成26年10月10日　津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第６２号
兵庫県芦屋市西芦屋町１番８―301号
再生債務者　村田　　努
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月31日まで
平成26年10月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第２１号
川崎市川崎区渡田向町22―１パークハイツ川本205号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町鹿籠２丁目３番３―401号バルヴェールN
再生債務者　片淵　正和
１　決議に付する再生計画案　平成26年８月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月６日まで
平成26年10月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１３号
山口県宇部市大字船木219番地32
再生債務者　紙村　尚志
１　決議に付する再生計画案　平成26年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（再イ）第１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1984番地２
再生債務者　藤井　孝志
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（再イ）第８号
宮崎市神宮東１丁目１番65号　ヴァンデュールパレス神宮東406号
再生債務者　濱﨑　隆志
１　決議に付する再生計画案　平成26年９月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで
平成26年10月10日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２６年（再イ）第２７号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目３番９―202号
再生債務者　苅部　進二
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成26年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成26年10月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第３号
鹿児島県南さつま市加世田内山田6278番地県営内山田団地Ｅ棟204号
再生債務者　松﨑　聡美
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年10月６日
鹿児島地方裁判所知覧支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
北海道白老郡白老町栄町３丁目４番１号
再生債務者　後藤　孝則
１　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年11月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２６年（再ロ）第２号
山口県下関市西大坪町３番12―402号　ブルーハイツ
再生債務者　大倉　秀子
１　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第５号
熊本市北区植木町小野970番地４
再生債務者　広瀬　光一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月23日まで
平成26年10月９日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再ロ）第４号
千葉市稲毛区園生町1340番地１　ザ・クイーンズガーデン稲毛325号
再生債務者　物見　忠人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月24日まで
平成26年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再ロ）第１号
鳥取県倉吉市山根454番地３イースト倉吉壱号館401号室
再生債務者　瀬尾　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月31日まで
平成26年10月10日　鳥取地方裁判所倉吉支部